

社会福祉法人 長い坂の会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備等を行うため、次のように行動計画を策定する。

○次世代育成支援対策推進法関係

計画期間 令和 8 年 3 月 1 日～令和 13 年 2 月 28 日

目標と取り組み内容

【目標 1】

女性職員の育児休業取得率を 100% とし、男性職員の育児休業取得率についても 20% 以上の取得を目標とする。

【取り組み内容】

育児休業制度について職員へ周知を行い、対象職員との面談にて取得意向を確認する。
育児休業取得前に業務引継ぎを行い、業務分担の見直しも行い円滑に業務が進めるような体制を整備する。

短時間勤務制度等の活用を促進し、仕事と育児を両立しやすい環境整備を行う。

【目標 2】

長時間労働の削減を図り、職員 1 人あたりの月平均残業時間を 10% 減少させる。

【取り組み内容】

人材不足による時間外労働の増加を防ぐため、ハローワークを通じた採用に加え、既存職員からの紹介等も活用し、採用活動の強化に取り組む。

毎月拠点長会議を開催し、各拠点の業務内容および人員配置状況を把握する。

人材不足が生じている場合には、他拠点からの応援や異動等を行い、業務負担の平準化と改善に努める。

【目標 3】

若年者の職業理解の促進及び雇用機会の確保を図る。

【取り組み内容】

若年者の雇用促進および職業理解の向上を図るため、学生を対象とした体験入学、職場体験および研修の受入れを継続的に実施する。

また、ハローワーク等と連携し職場見学の機会を提供するとともに、未経験者についても積極的に採用を行い、人材確保に努める。

○女性活躍推進法関係

計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 2 月 28 日

目標と取り組み内容

【目標】

職員の定着率向上を図るため、職員の平均勤続年数を 10 年以上とすることを目標とする。

【取り組み内容】

短期離職防止に努め、役職者を中心に新規採用職員のフォローを行う。

人事考課を活用したヒアリングを実施し、現状の課題や悩みを把握し、必要に応じて改善を行う。